

○福岡県田川地区消防組合職員定数条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正	昭和 46 年 3 月 10 日条例第 2 号	昭和 55 年 12 月 1 日条例第 3 号
	平成 元年 12 月 22 日条例第 7 号	平成 4 年 7 月 31 日条例第 5 号
	平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号	平成 19 年 2 月 9 日条例第 1 号
	平成 19 年 3 月 27 日条例第 6 号	平成 28 年 3 月 30 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 2 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 172 条第 3 項の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合の職員（臨時又は非常勤職員を除く。以下同じ。）の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、155 人とする。

(定数外の職員)

第 3 条 福岡県田川地区消防組合の職員のうち、職員となった日から 1 年を経過しない職員（当該職員となった日において、消防学校の教育訓練の基準に規定する初任教育を修了している消防吏員を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 2 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 7 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 5 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 6 号）

(施行期日)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。